

北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)
11月16日(水曜日)

第6288号

目次

告示

- 北海道教育委員会教育長職務代行者について……………1
- 北海道教育委員会教育長職務代行者の事務の委任について……………1
- 令和5年度(2023年度)北海道立特別支援学校の幼稚部、高等部及び専攻科に係る入学者の募集について……………1
- 令和5年度北海道有朋高等学校の生徒定員について……………16
- 令和5年度北海道立高等学校の生徒募集人員について……………17

通達・通知

- 北海道教育委員会委員の異動について……………28

正誤

- 令和4年6月29日付け第6281号の正誤について……………29
-

告 示

北海道教育委員会告示第56号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定に基づき、令和4年10月30日、教育長職務代行者を次のように指名した。

令和4年11月16日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 第1順位 委員 工藤夕香
 - 第2順位 委員 渡辺一人
-

北海道教育委員会告示第57号

教育長職務代行者が行う教育長の権限に属する事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条、北海道教育委員会会議規則(昭和50年教育委員会規則第5号)及び北海道教育委員会傍聴規則(平成2年教育委員会規則第13号)に規定する教育長の権限に属する事務以外の事務は、北海道教育庁教育部長に委任する。

令和4年11月16日

北海道教育委員会教育長職務代行者 工藤夕香

北海道教育委員会告示第58号

令和5年度(2023年度)の北海道立特別支援学校の幼稚部、高等部及び専攻科の幼児又は生徒の募集人員、入学願書の提出期日等は、別記1から別記3までのとおりとする。

令和4年11月16日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

別記1

令和5年度(2023年度)道立特別支援学校(幼稚部)入学者募集要項

この要項は、令和5年度(2023年度)の道立特別支援学校の幼稚部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員

(1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	募 集 人 員		
	3歳	4歳	5歳
北海道札幌視覚支援学校	5人	2人	2人
北海道函館盲学校	5人	2人	3人
北海道旭川盲学校	5人	3人	2人
北海道帯広盲学校	5人	2人	3人

(2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	募 集 人 員		
	3歳	4歳	5歳
北海道札幌聾学校	10人	4人	6人
北海道室蘭聾学校	5人	4人	2人
北海道函館聾学校	5人	4人	4人
北海道旭川聾学校	5人	4人	3人
北海道帯広聾学校	5人	3人	4人
北海道釧路鶴野支援学校	5人	3人	5人

(3) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	募 集 人 員		
	3歳	4歳	5歳
北海道手稲養護学校	5人	2人	4人
北海道旭川養護学校	5人	3人	2人

2 出願資格

(1) 募集年度の4月1日において、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児

(2) 北海道立特別支援学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第5号)別表第4の1に掲げる障害の程度であること。

(3) 北海道手稲養護学校に出願する者にあつては北海道立子ども総合医療・療育センターに、北海道旭川養護学校に出願する者にあつては北海道立旭川子ども総合療育センターに入所している者であること。

3 出願手続

出願に当たっては、次の書類を、出願先の特別支援学校長(以下「出願先の校長」という。)に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合は、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める資料等により郵送料が異なるので、あらかじめ出願先の特別支援学校に確認の上、所要の郵送料に相当する金額の切手を送付すること。

(1) 入学願書

北海道立特別支援学校学則第16条に規定する入学願書

(2) 障害の状況及び程度に関する資料

出願先の校長が定める資料

4 出願の受付期間

令和5年(2023年)1月27日(金)から同年2月10日(金)正午までとする。

5 出願先

出願先は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌視覚支援学校	〒064-8629 札幌市中央区南14条西12丁目1番1号 TEL 011 - 561 - 7107
北海道函館盲学校	〒040-0081 函館市田家町19番12号 TEL 0138 - 42 - 3220
北海道旭川盲学校	〒070-0832 旭川市旭町2条15丁目 TEL 0166 - 51 - 8101

北海道帯広盲学校	〒080-2475 帯広市西25条南2丁目9番地1 TEL 0155 - 37 - 2028
----------	---

(2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌聾学校	〒001-0026 札幌市北区北26条西12丁目 TEL 011-716-2979 FAX 011-758-7617
北海道室蘭聾学校	〒050-0071 室蘭市水元町56番24号 TEL 0143-44-1221 FAX 0143-44-1208
北海道函館聾学校	〒042-0941 函館市深堀町27番8号 TEL 0138-52-1658 FAX 0138-52-1659
北海道旭川聾学校	〒070-0865 旭川市住吉5条2丁目8番20号 TEL 0166-51-6121 FAX 0166-51-6122
北海道帯広聾学校	〒080-2475 帯広市西25条南2丁目7番地8 TEL/FAX 0155-37-2017
北海道釧路鶴野支援学校	〒084-0924 釧路市鶴野58番92 TEL 0154-57-9011 FAX 0154-57-3390

(3) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道手稲養護学校	〒006-0033 札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号 TEL 011 - 682 - 1722
北海道旭川養護学校	〒071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番8号 TEL 0166 - 51 - 6507

6 入学者の選考方法

出願先の校長は、本人及び保護者との面接を行い、3の(2)の資料と併せて総合的に評価し、選考する。

7 入学者発表の期日等

入学を許可する場合は、出願先の校長は、令和5年(2023年)3月3日(金)までに保護者に通知する。

8 その他

3の(2)の「出願先の校長が定める資料」など詳細については、令和4年(2022年)12月5日(月)までに当該特別支援学校のウェブページに掲載する。

別記2

令和5年度(2023年度)道立特別支援学校(高等部)入学者募集要項

この要項は、令和5年度(2023年度)の道立特別支援学校の高等部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員等

(1) 募集人員

ア 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道札幌視覚支援学校	普通科	25人(うち重複障害学級9人)

イ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道高等聾学校	普通科	14人(うち重複障害学級6人)
	産業技術科	8人
	生活情報科	8人
	クリーニング科	8人

ウ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道夕張高等養護学校	普通科	9人(重複障害学級9人)
北海道美唄養護学校	普通科	25人(うち重複障害学級6人、訪問教育学級3人)
北海道南幌養護学校	普通科	38人(うち重複障害学級6人)
北海道雨竜高等養護学校	農業科	8人
	生産技術科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
北海道札幌養護学校 白桜高等学園	普通科	57人(うち重複障害学級6人、訪問教育学級3人)
北海道札幌養護学校 共栄分校	普通科	14人(うち重複障害学級6人)
北海道星置養護学校 ほしみ高等学園	普通科	44人(うち重複障害学級9人、訪問教育学級3人)
北海道札幌高等養護学校	農業科	8人
	窯業科	16人
	木工科	16人
	家庭総合科	8人
	クリーニング科	8人
北海道札幌稲穂高等支援学校	生産技術科	8人
	木工科	8人
	環境・流通サポート科	8人
	家庭総合科	8人
北海道札幌伏見支援学校	普通科	19人(うち重複障害学級3人)
もなみ学園分校	普通科	22人(うち重複障害学級6人)
北海道札幌あいの里高等支援学校	普通科	24人
	生産技術科	8人
	環境・流通サポート科	16人
	被服デザイン科	8人
	食品デザイン科	8人
	福祉サービス科	8人
北海道千歳高等支援学校	生産技術科	8人
	環境・流通サポート科	16人
	生産技術科	8人
	窯業科	8人

北海道白樺高等養護学校	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭総合科	8人
	クリーニング科	8人
北海道新篠津高等養護学校	園芸科	8人
	生産技術科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	家庭総合科	8人
北海道小樽高等支援学校	クリーニング科	8人
	生産技術科	8人
	木工科	8人
	環境・流通サポート科	16人
北海道余市養護学校 しりべし学園分校	家庭総合科	8人
	福祉サービス科	16人
	普通科	14人 (うち重複障害学級3人、 訪問教育学級3人)
	普通科	11人 (うち重複障害学級3人)
北海道室蘭養護学校	普通科	33人 (うち重複障害学級6人、 訪問教育学級3人)
北海道伊達高等養護学校	農業科	8人
	園芸科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭総合科	8人
北海道平取養護学校 静内ハ゜テカリの園分校	普通科	25人 (うち重複障害学級3人、 訪問教育学級6人)
	普通科	19人 (うち重複障害学級3人)
北海道函館高等支援学校	普通科	8人
	生産技術科	8人
	食品デザイン科	8人
	福祉デザイン科	8人
北海道北斗高等支援学校	環境・流通サポート科	8人
	福祉サービス科	8人
北海道七飯養護学校 おしま学園分校	普通科	30人 (うち重複障害学級3人、 訪問教育学級3人)
	普通科	11人 (うち重複障害学級3人)
北海道今金高等養護学校	農業科	8人
	窯業科	8人
	家庭総合科	8人
北海道旭川高等支援学校	普通科	8人
	生産技術科	8人
	環境・流通サポート科	8人
	福祉サービス科	8人
北海道鷹栖養護学校	普通科	22人 (うち重複障害学級6人)
北海道東川養護学校	普通科	22人 (うち重複障害学級3人、 訪問教育学級3人)
北海道美深高等養護学校	農業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	被服デザイン科	8人
	食品デザイン科	8人

北海道小平高等養護学校	あ い べ つ 校	産業総合科	16人
		窯業科	8人
		木工科	8人
		クリーニング科	8人
北海道稚内養護学校	普通科	14人	うち重複障害学級3人、 訪問教育学級3人
北海道北見支援学校	普通科	33人	うち重複障害学級6人、 訪問教育学級3人
北海道紋別養護学校	普通科	14人	うち重複障害学級3人、 訪問教育学級3人
ひまわり学園分校	普通科	11人	(うち重複障害学級3人)
北海道紋別高等養護学校	普通科	8人	
	園芸科	8人	
	窯業科	8人	
	木工科	8人	
	家庭総合科	8人	
北海道帯広養護学校	普通科	36人	うち重複障害学級9人、 訪問教育学級3人
北海道新得高等支援学校	木工科	8人	
	家庭総合科	8人	
北海道中札内高等養護学校	普通科	8人	
	農業科	8人	
	窯業科	8人	
	木工科	8人	
	工業科	8人	
	家庭総合科	8人	
	幕別分校	産業総合科	16人
北海道釧路養護学校	普通科	47人	うち重複障害学級12人、 訪問教育学級3人
北海道釧路鶴野支援学校	普通科	8人	
	生産技術科	8人	
	情報ものづくり科	8人	
	環境・流通サポート科	8人	
	食品デザイン科	8人	
	福祉サービス科	8人	
	普通科	11人	(うち重複障害学級3人)
北海道中標津支援学校	園芸科	8人	
	窯業科	8人	
	木工科	8人	
	家庭総合科	8人	

エ 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員	
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	8人	
	工業科	24人	
	商業科		
	生活科学科		
北海道真駒内養護学校	普通科	18人	重複障害学級15人、 訪問教育学級3人
北海道手稲養護学校	普通科	6人	重複障害学級3人、 訪問教育学級3人
北海道拓北養護学校	普通科	18人	重複障害学級15人、 訪問教育学級3人
北海道函館養護学校	普通科	9人	重複障害学級6人、 訪問教育学級3人
北海道旭川養護学校	普通科	24人	重複障害学級12人、 訪問教育学級12人
北海道網走養護学校	普通科	15人	重複障害学級9人、 訪問教育学級6人

オ 病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道手稲養護学校	普通科	11人(うち重複障害学級3人)
三角山分校	普通科	11人(うち重複障害学級3人)

(注) ウからオまでに掲げる特別支援学校高等部に設置する普通科(訪問教育学級)の募集人員は、特別支援学校中学部の訪問教育学級に在籍している生徒で令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者(以下「現年度卒業生」という。)に係る募集人員である。ただし、令和4年(2022年)3月末日以前に特別支援学校中学部の訪問教育学級を卒業した者に係る募集人員は、各特別支援学校の高等部に設置する普通科(訪問教育学級)における現年度卒業生の進学希望者数に現に特別支援学校高等部に設置する普通科(訪問教育学級)の第1学年又は第2学年に在籍する生徒のうち進級予定者数を加えた合計数(以下「合計在籍予定者数」という。)に応じて編制される学級の数に3を乗じた数から、合計在籍予定者数を差し引いた数とする。

- (2) 出願できる学校は、1校とする。
- (3) 北海道高等養護学校又は北海道岩見沢高等養護学校に出願しようとする場合は、順位を付した上で、志望する学校に設置されている全ての学科に出願することができる。
- (4) (1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のうち、普通科のみを設置する学校に出願しようとする場合は、志望する学級(普通学級、重複障害学級又は訪問教育学級)を1つ選択し、出願するものとする。
- (5) (1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のうち、普通科以外の学科(以下「職業学科」という。)を設置する学校(北海道中標津支援学校を除く。)に出願しようとする場合は、順位を付した上で、志望する学校に設置されている全ての学科に出願することができる。
- (6) 北海道中標津支援学校の職業学科に出願しようとする場合は、順位を付した上で、志望する職業学科に出願することができる。ただし、職業学科と普通科の併願はできないものとする。

2 出願資格

次に該当する者で、かつ、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条において準用する同法第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者(令和5年(2023年)3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。)
 - イ 中等教育学校の前期課程を修了した者(令和5年(2023年)3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。)
 - ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(令和5年(2023年)3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。)
 - オ 文部科学大臣の指定した者
 - カ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - キ その他出願先の特別支援学校長(以下「出願先の校長」という。)が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (2) 特別支援学校高等部の普通科(訪問教育学級)に出願する者にあつては、原則として特別支援学校中学部の訪問教育学級に在籍している生徒で令和5年(2023年)3月末日までに卒業する見込みの者及び令和4年(2022年)3月末日以前に特別支援学校中学部の訪問教育学級を卒業した者

- (3) 北海道手稲養護学校三角山分校に出願する者にあつては、原則として独立行政法人国立病院機構北海道医療センター(神経筋/成育センターに限る。)に入院している者
- (4) 北海道手稲養護学校に出願する者にあつては、原則として北海道立子ども総合医療・療育センターに、北海道旭川養護学校に出願する者にあつては、原則として北海道立旭川子ども総合療育センターに入所している者
- (5) 北海道札幌養護学校共栄分校、北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校、北海道余市養護学校しりべし学園分校、北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校、北海道七飯養護学校おしま学園分校及び北海道紋別養護学校ひまわり学園分校に出願する者にあつては、原則として当該特別支援学校分校中学部を卒業した者(令和5年(2023年)3月末日までに卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 北海道中標津支援学校の普通科に出願する者にあつては、原則として当該特別支援学校中学部を卒業した者(令和5年(2023年)3月末日までに卒業する見込みの者を含む。)

3 出願手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した(修了した場合を含む。)特別支援学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長(以下「在学等学校の校長」という。)を経由して、出願先の校長に提出すること。ただし、2の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接出願先の校長に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合は、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める書類により郵送料が異なるので、あらかじめ出願先の特別支援学校に確認の上、所要の郵送料に相当する金額の切手を送付すること。

ア 入学願書

北海道立特別支援学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第5号)第16条に規定する入学願書

イ 写真

令和4年(2022年)10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真(縦4cm、横3cm)を、出願先の校長が定める様式に貼り付けること。

ウ その他

出願先の校長が必要と認めるもの

(2) 在学等学校の校長の手続

在学等学校の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書、写真等を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

(3) 出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、4の出願の受付期間(1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあつては、5の(1)の出願変更の受付期間)の経過後、速やかに受検票を作成し、在学等学校の校長を経由して、出願者に交付すること。ただし、出願者が2の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接当該出願者に交付すること。

4 出願の受付期間

令和5年(2023年)1月5日(木)から同月19日(木)正午までとする。ただし、1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校への出願の受付期間は、令和5年(2023年)1月5日(木)から同月12日(木)正午までとする。

5 出願変更

1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校へ出願した者は、同一障害種の学校に出願先を変更することができる。

(1) 出願変更の受付期間

令和5年(2023年)1月13日(金)から同月19日(木)正午までとする。

(2) 出願変更の手続

ア 出願の変更をしようとする出願者は、在学校等の校長を経由して当初の出願先の校長に出願変更届(別記様式)及び3の(1)のウに定める変更後の出願先の校長が必要と認めるものを提出すること。ただし、2の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接当初の出願先の校長に提出すること。

イ 出願変更届を受け付けた当初の出願先の校長は、変更後の出願先の校長に出願書類を送付すること。

(3) 出願変更における学科又は学級の志望

出願変更先の学校において志望する学科又は学級については、1の(4)又は(5)の定めに基づいて取り扱う。

(4) 出願状況の発表

1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

ア 当初出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
令和5年 1月13日(金)	10:00	令和5年1月12日(木) 正午までの出願状況	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校各校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

イ 最終出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
令和5年 1月23日(月)	10:00	令和5年1月19日(木) 正午までの出願状況	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校各校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

6 出願先及び受検会場

出願先及び受検会場は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌視覚支援学校	〒064-8629 札幌市中央区南14条西12丁目1番1号 TEL 011-561-7107

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道高等聾学校	〒047-0261 小樽市銭函1丁目5番1号 TEL 0134-62-2624 FAX 0134-62-2663

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道夕張高等養護学校	〒068-0424 夕張市千代田7番地1 TEL 0123 - 56 - 5530
北海道美唄養護学校	〒072-0811 美唄市東7条南3丁目1番1号 TEL 0126 - 62 - 6511
北海道南幌養護学校	〒069-0232 空知郡南幌町緑町5丁目1番1号 TEL 011 - 378 - 2313
北海道雨竜高等養護学校	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加92番地21 TEL 0125 - 78 - 3101
北海道札幌養護学校 白桜高等学園	〒003-0876 札幌市白石区東米里2062番地10 TEL 011 - 879 - 2530
北海道札幌養護学校 共栄分校	〒061-1112 北広島市共栄274番地1 TEL 011 - 373 - 6859
北海道星置養護学校 ほしみ高等学園	〒006-0860 札幌市手稲区手稲山口740番地1 TEL 011 - 681 - 6500
北海道札幌高等養護学校	〒006-0829 札幌市手稲区手稲前田485番地3 TEL 011 - 685 - 7744
北海道札幌稲穂高等支援学校	〒006-0034 札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号 TEL 011 - 695 - 6922

北海道札幌伏見支援学校	〒064-8514 札幌市中央区伏見4丁目4番21号 TEL 011 - 520 - 5003
北海道札幌伏見支援学校 もなみ学園分校	〒005-0850 札幌市南区石山東3丁目4番1号 TEL 011 - 591 - 8811
北海道札幌あいの里高等支援学校	〒002-8074 札幌市北区あいの里4条7丁目1番1号 TEL 011 - 770 - 5511
北海道千歳高等支援学校	〒066-0045 千歳市真々地2丁目3番1号 TEL 0123 - 23 - 6681
北海道白樺高等養護学校	〒061-1264 北広島市輪厚621番地1 TEL 011 - 376 - 2353
北海道新篠津高等養護学校	〒068-1115 石狩郡新篠津村第45線北13番地 TEL 0126 - 58 - 3280
北海道小樽高等支援学校	〒047-0261 小樽市銭函1丁目10番1号 TEL 0134 - 61 - 3400
北海道余市養護学校	〒046-0023 余市郡余市町梅川町377番地3 TEL 0135 - 23 - 7831
北海道余市養護学校 しりべし学園分校	〒048-0101 寿都郡黒松内町字黒松内564番地 TEL 0136 - 72 - 3903
北海道室蘭養護学校	〒050-0061 室蘭市八丁平3丁目7番27号 TEL 0143 - 45 - 8270
北海道伊達高等養護学校	〒052-0012 伊達市松ヶ枝町105番地13 TEL 0142 - 25 - 5115
北海道平取養護学校	〒055-0107 沙流郡平取町本町112番地7 TEL 01457 - 2 - 3178
北海道平取養護学校 静内へ゜テカリの園分校	〒056-0023 日高郡新ひだか町静内ときわ町1丁目1番35号 TEL 0146 - 43 - 2918
北海道函館高等支援学校	〒041-0802 函館市石川町181番地8 TEL 0138 - 34 - 2110
北海道北斗高等支援学校	〒049-0156 北斗市中野通3丁目6番1号 TEL 0138 - 74 - 3431
北海道七飯養護学校	〒041-1112 亀田郡七飯町鳴川5丁目21番1号 TEL 0138 - 65 - 7004
北海道七飯養護学校 おしま学園分校	〒049-0282 北斗市当別697番地55 TEL 0138 - 75 - 2717
北海道今金高等養護学校	〒049-4304 瀬棚郡今金町字今金454番地1 TEL 0137 - 82 - 3121
北海道旭川高等支援学校	〒070-0055 旭川市5条西5丁目 TEL 0166 - 29 - 5575
北海道鷹栖養護学校	〒071-1233 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号 TEL 0166 - 87 - 2279
北海道東川養護学校	〒071-1414 上川郡東川町新栄南1丁目2番5号 TEL 0166 - 82 - 4586
北海道美深高等養護学校	〒098-2252 中川郡美深町字西町25番地 TEL 01656 - 2 - 2155
北海道美深高等養護学校 あいべつ校	〒078-1403 上川郡愛別町字南町27番地 TEL 01658 - 6 - 5811
北海道小平高等養護学校	〒078-3442 留萌郡小平町字鬼鹿田代577番地2 TEL 0164 - 57 - 1203
北海道稚内養護学校	〒098-6642 稚内市声問5丁目23番7号 TEL 0162 - 26 - 2292
北海道北見支援学校	〒090-0807 北見市川東229番1 TEL 0157 - 61 - 0071
北海道紋別養護学校	〒094-0021 紋別市大山町3丁目14番地 TEL 0158 - 23 - 9275
北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校	〒099-0622 紋別郡遠軽町生田原安国302番地2 TEL 0158 - 46 - 2171

北海道紋別高等養護学校	〒099-5172 紋別市渚滑町元新1丁目152番地1 TEL 0158 - 24 - 1120
北海道帯広養護学校	〒080-2475 帯広市西25条南2丁目7番地3 TEL 0155 - 37 - 6773
北海道新得高等支援学校	〒081-0032 上川郡新得町西2条南7丁目2番地 TEL 0156 - 64 - 2020
北海道中札内高等養護学校	〒089-1345 河西郡中札内村東5条南1丁目8番地 TEL 0155 - 68 - 3266
北海道中札内高等養護学校 幕別分校	〒089-0615 中川郡幕別町南町81番地1 TEL 0155 - 55 - 2121
北海道釧路養護学校	〒085-0054 釧路市暁町11番1号 TEL 0154 - 24 - 7827
北海道釧路鶴野支援学校	〒084-0924 釧路市鶴野58番92 TEL 0154 - 57 - 9011
北海道中標津支援学校	〒086-1053 標津郡中標津町東13条北7丁目15番地2 TEL 0153 - 72 - 6700

(4) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道岩見沢高等養護学校	〒068-0014 岩見沢市東町2条8丁目960番地3 TEL 0126 - 23 - 5055
北海道真駒内養護学校	〒005-0011 札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号 TEL 011 - 581 - 1782
北海道手稲養護学校	〒006-0033 札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号 TEL 011 - 682 - 1722
北海道拓北養護学校	〒002-8091 札幌市北区南あいの里3丁目1番10号 TEL 011 - 775 - 2453
北海道函館養護学校	〒042-0916 函館市旭岡町2番地 TEL 0138 - 50 - 3311
北海道旭川養護学校	〒071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番8号 TEL 0166 - 51 - 6507
北海道網走養護学校	〒099-2421 網走市字呼人149番地2 TEL 0152 - 48 - 2137

(5) 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道手稲養護学校	〒006-0033 札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号 TEL 011 - 682 - 1722
北海道手稲養護学校 三角山分校	〒063-0005 札幌市西区山の手5条8丁目1番38号 TEL 011 - 633 - 3020

7 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日等は、次のとおりとする。

なお、出願先の校長は、合格者の受検番号を6に掲げる受検会場に掲示するとともに、本人に通知する。

選考検査の期日	合格発表の期日及び時間
令和5年1月27日(金)	令和5年2月15日(水) 午前10時

8 入学者の選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。

(1) 1の(1)のアに掲げる視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 障害状況調査

イ 面接

(2) 1の(1)のイ、エ又はオに掲げる聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 学力検査(国語、数学その他出願先の校長の定める教科について行う。ただし、北海道真駒内養護学校、北海道手稲養護学校、北海道拓北養護学校、北海道函館養護学校、北海道旭川養護学校及び北海道網走養護学校にあっては、他の検査によることが

できる。)

イ 障害状況調査

ウ 面接

(3) 1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 学習状況検査

イ 面接

(4) その他

普通科(訪問教育学級)に出願する者にあつては、(1)、(2)及び(3)の定めによらず、他の検査によることができる。

9 第2次募集

(1) 合格者の数が募集人員に達しないときは、第2次募集を行う。

(2) 募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

期 日	時 間	発 表 内 容
令和5年2月17日(金)	10:00	6に掲げる受検会場(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

(3) 出願資格

2の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者(合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。)の出願は認めない。

(4) 出願できる特別支援学校

(2)により募集人員を発表した学校

(5) 出願手続

3に定めるところによる。

(6) 出願の受付期間

令和5年(2023年)2月17日(金)から同年3月2日(木)正午までとする。ただし、1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校への出願の受付期間は、令和5年(2023年)2月17日(金)から同月24日(金)正午までとする。

(7) 出願変更

1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校へ出願した者は、出願先を変更することができる。

ア 出願変更の受付期間

令和5年(2023年)2月27日(月)から同年3月2日(木)正午までとする。

イ 出願変更の手続

5の(2)に定めるところによる。

ウ 出願変更における学科又は学級の志望

5の(3)に定めるところによる。

エ 出願状況の発表

1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

(ア) 当初出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
令和5年 2月27日(月)	10:00	令和5年2月24日(金) 正午までの出願状況	知的障害者である生徒に対する 教育を行う特別支援学校各校 (掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援 教育課(発表)

(イ) 最終出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
令和5年 3月3日(金)	10:00	令和5年3月2日(木) 正午までの出願状況	知的障害者である生徒に対する 教育を行う特別支援学校各校 (掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援 教育課(発表)

(8) 受検会場

第2次募集を行う学校とする。

(9) 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査の期日は、第2次募集を行う学校の校長が、これを定める。
また、合格者の発表は、7に定める方法により、次の期日等を行うものとする。

合格発表の期日及び時間	令和5年3月9日(木) 午前10時
-------------	-------------------

- (10) 入学者の選考方法
8に定めるところによる。
- (11) その他
第2次募集の合格発表後、合格者の数が募集人員に達しない学校において、入学希望者(第2次募集において合格とならなかった者のうち、同一障害種の学校を希望する者に限る。)がある場合は、当該学校の校長は、令和5年(2023年)3月17日(金)までの間に選考の上、入学させることができる。
- 10 道外からの出願手続
- (1) 出願できる場合
保護者の住所が道外に在する場合で、令和5年(2023年)4月7日(金)までに道内に住居を移転することが確実なときとする。
- (2) 出願手続
3に定めるところによるほか、併せて、出願事情を説明した書類を提出するものとする。
- (3) 出願の受付期間
4に定めるところによる。
なお、第2次募集にあつては、9の(6)に定めるところによる。
- 11 その他
- (1) 3の(1)のウの「出願先の校長が必要と認めるもの」、3の(2)の「出願先の校長の定める個人調査書」、8の(2)のアの「その他出願先の校長の定める教科」、8の(2)のア及び(4)の「他の検査」など詳細については、令和4年(2022年)12月5日(月)までに当該特別支援学校のウェブページに掲載する。
- (2) 寄宿舎を設置する特別支援学校の入学者のうち、通学が困難な者は、寄宿舎に入舎することができる。

別記様式(日本産業規格A4縦型)

受 検 番 号				
出 願 変 更 届				
令和 年 月 日				
北海道		学校長 様		
出願者署名又は記名				
保護者等署名				
私は、貴校に出願しましたが、		学校に出願変更したいので、		
届け出ます。				
出願変更先 出願学科・学級	第1志望		第2志望	
	第4志望		第5志望	
	第3志望		第6志望	
出 願 者	ふりがな 氏 名	昭和 年 月 日生 平成		ふりがな 氏 名
	生 年 月 日	□□□-□□□□		現 住 所
	現 住 所	□□□-□□□□		(電話) - -
	出 身 (在 籍) 学 校	昭和 年 月 卒業 平成 年 月 日 卒業見込 令和 卒業見込		出 願 者 と の 関 係
中 学 校 卒 業 時 の 所 属 学 級	中学校〔通常の学級、通常の学級(通級による指導)、知的障害特別支援学級、 自閉症・情緒障害特別支援学級、その他()〕 特別支援学校中学部〔普通学級、重複障害学級、訪問教育学級〕			
寄 宿 舎	入舎を希望する			
	入舎を希望しない			
上記の届出があったので、提出します。				
在籍(又は出身)学校長名			印	

- 備考 1 受検番号欄は記入しないこと。
- 2 学校卒業年月日について、卒業又は卒業見込のどちらかを二重線で消すこと。
- 3 保護者等署名欄は、出願者が未成年者の場合には、子に対して親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)が、出願者が被後見人、被保佐人又は被補助人の場合には、後見人、保佐人又は補助人が署名すること。
- 4 「令和5年度(2023年度)道立特別支援学校(高等部)入学者募集要項」の2の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、「在籍(又は出身)学校長名」の記入を要しない。

別記3

令和5年度(2023年度)道立特別支援学校(専攻科)入学者募集要項

この要項は、令和5年度(2023年度)の道立特別支援学校の専攻科の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員及び修業年限

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募集人員	修業年限
北海道札幌視覚支援学校	理 療 科	16人	3年
	保健医療科	8人	3年

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募集人員	修業年限
北海道高等聾学校	情報デザイン科	8人	2年

2 出願資格

視覚障害者又は聴覚障害者で、かつ、学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条において準用する同法第58条第2項の規定に基づき、次のいずれかに該当する者

- (1) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者(令和5年(2023年)3月末日までに特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 中等教育学校を卒業した者(令和5年(2023年)3月末日までに卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

3 出願手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した特別支援学校、高等学校又は中等教育学校の校長(以下「在学等の校長」という。)を經由して、出願先の特別支援学校校長(以下「出願先の校長」という。)に提出すること。ただし、2の(3)又は(4)に該当する場合は、直接出願先の校長に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合は、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める書類により郵送料が異なるので、あらかじめ出願先の特別支援学校に確認の上、所要の郵送料に相当する金額の切手を送付すること。

ア 入学願書

出願先の校長が定める入学願書

イ 写真

令和4年(2022年)10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真(縦4cm、横3cm)を、出願先の校長が定める様式に貼り付けること。

ウ その他

出願先の校長が必要と認めるもの

(2) 在学等の校長の手続

在学等の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書、写真等を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

(3) 出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに受検票を作成し、在学等の校長を經由して、出願者に交付すること。ただし、出願者が2の(3)又は(4)に該当する場合は、直接当該出願者に交付すること。

4 出願の受付期間

令和5年(2023年)1月5日(木)から同月19日(木)正午までとする。

5 出願先及び受検会場

出願先及び受検会場は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌視覚支援学校	〒064-8629 札幌市中央区南14条西12丁目1番1号 TEL 011-561-7107

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北 海 道 高 等 聾 学 校	〒047-0261 小樽市銭函1丁目5番1号 TEL 0134-62-2624 FAX 0134-62-2663

6 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日等は、次のとおりとする。

なお、出願先の校長は、合格者の受検番号を5に掲げる受検会場に掲示するとともに、本人に通知する。

選考検査の期日	合格発表の期日及び時間
令和5年1月27日(金)	令和5年2月15日(水) 午前10時

7 入学者の選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。

(1) 1の(1)に掲げる視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ア 障害状況調査
- イ 面接

(2) 1の(2)に掲げる聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ア 学力検査(出願先の校長の定める教科について行う。)
- イ 適性検査
- ウ 障害状況調査
- エ 面接

8 第2次募集

(1) 合格者の数が募集人員に達しないときは、第2次募集を行う。

(2) 募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

期 日	時 間	発 表 内 容
令和5年2月17日(金)	10:00	5に掲げる受検会場(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

(3) 出願資格

2の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者(合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。)の出願は認めない。

(4) 出願できる特別支援学校

(2)により募集人員を発表した学校

(5) 出願手続

3に定めるところによる。

(6) 出願の受付期間

令和5年(2023年)2月17日(金)から同年3月2日(木)正午までとする。

(7) 受検会場

第2次募集を行う学校とする。

(8) 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日は、第2次募集を行う学校の校長がこれを定める。

また、合格者の発表は、6に定める方法により、令和5年(2023年)3月17日(金)までに行うものとする。

(9) 入学者の選考方法

7に定めるところによる。

9 その他

(1) 3の(1)のウの「出願先の校長が必要と認めるもの」、3の(2)の「出願先の校長の定める個人調査書」及び7の(2)の「出願先の校長の定める教科」など詳細については、令和4年(2022年)12月5日(月)までに当該特別支援学校のウェブページに掲載する。

(2) 入学者のうち、通学が困難な者は、寄宿舎に入舎することができる。

北海道教育委員会告示第59号

令和5年度における北海道有朋高等学校の課程及び学科ごとの生徒定員は、次のとおりとする。

令和4年11月16日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

課 程	学 科	生徒定員	備 考

定時制の課程	商業科	80	技能連携教育を行う生徒
	総合ビジネス科	120	
単位制による 定時制の課程	普通科	480	
	事務情報科	320	
通信制の課程	普通科	5,080	

北海道教育委員会告示第60号

令和5年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員は、次のとおりとする。

令和4年11月16日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

1 令和5年度北海道立高等学校(北海道有朋高等学校及び専攻科を除く。)生徒募集人員

高等学校名	課程	学科	募集人員	備考
北海道夕張高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道岩見沢東高等学校	全日制の課程	普通科	200	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道岩見沢西高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	120	
北海道岩見沢農業高等学校	全日制の課程	農業科学科	40	
		畜産科学科	40	
		食品科学科	40	
		農業土木工学科	40	
		環境造園科	40	
		森林科学科	40	
		生活科学科	40	
北海道美唄尚栄高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	80	
北海道美唄聖華高等学校	全日制の課程	衛生看護科	80	
北海道芦別高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道滝川高等学校	単位制による	普通科	160	
	全日制の課程	理数科	40	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道滝川工業高等学校	全日制の課程	電子機械科	40	
		電気科	40	
北海道砂川高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	80	
北海道深川西高等学校	全日制の課程	普通科	120	
北海道深川東高等学校	全日制の課程	総合ビジネス科	40	
		生産科学科	40	
北海道奈井江商業高等学校	全日制の課程	情報処理科	40	
北海道長沼高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道栗山高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道月形高等学校	全日制の課程	普通科	40	

北海道新十津川農業高等学校	全日制の課程	農業・生活科	40	
北海道札幌東高等学校	全日制の課程	普通科	320	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道札幌西高等学校	全日制の課程	普通科	320	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道札幌南高等学校	全日制の課程	普通科	320	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道札幌北高等学校	全日制の課程	普通科	320	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道札幌月寒高等学校	全日制の課程	普通科	320	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道札幌啓成高等学校	全日制の課程	普通科	280	
		理数科	40	
北海道札幌北陵高等学校	全日制の課程	普通科	320	
北海道札幌手稲高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	320	
北海道札幌丘珠高等学校	全日制の課程	普通科	280	
北海道札幌西陵高等学校	全日制の課程	普通科	280	
北海道札幌白石高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	280	
北海道札幌東陵高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	280	
北海道札幌南陵高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道札幌東豊高等学校	全日制の課程	普通科	120	
北海道札幌厚別高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	280	
北海道札幌真栄高等学校	全日制の課程	普通科	200	
北海道札幌あすかぜ高等学校	全日制の課程	普通科	120	
北海道札幌稲雲高等学校	全日制の課程	普通科	280	
北海道札幌英藍高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	280	
北海道札幌平岡高等学校	全日制の課程	普通科	240	
北海道札幌白陵高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	120	
北海道札幌国際情報高等学校	全日制の課程	普通科	80	
		理数工学科	40	
		グローバルビジネス科	120	
		国際文化科	80	
		情報処理科	80	

北海道札幌東商業高等学校	全日制の課程	流通経済科	80	
		会計ビジネス科	80	
		国際経済科	80	
北海道札幌工業高等学校	全日制の課程	機械科	80	
		電気科	80	
		建築科	80	
		土木科	80	
	定時制の課程	機械科	40	
		電気科	40	
建築科		40		
北海道札幌琴似工業高等学校	全日制の課程	電子機械科	80	
		電気科	80	
		情報技術科	80	
		環境化学科	80	
	定時制の課程	電子機械科	40	
		電気科	40	
北海道江別高等学校	全日制の課程	普通科	200	
		事務情報科	40	
		生活デザイン科	40	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道野幌高等学校	全日制の課程	普通科	120	
北海道大麻高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	280	
北海道千歳高等学校	全日制の課程	普通科	200	
		国際流通科	80	
		国際教養科	40	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道千歳北陽高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	160	
北海道恵庭南高等学校	全日制の課程	普通科	200	
		体育科	80	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道恵庭北高等学校	全日制の課程	普通科	240	
北海道北広島高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	280	
北海道北広島西高等学校	全日制の課程	普通科	200	
北海道石狩翔陽高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	320	
北海道石狩南高等学校	全日制の課程	普通科	280	

北海道当別高等学校	全日制の課程	普通科	40	
		園芸デザイン科	40	
		家政科	40	
北海道小樽潮陵高等学校	全日制の課程	普通科	200	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道小樽桜陽高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	200	
北海道小樽未来創造高等学校	単位制による	流通マネジメント科	40	
		情報会計システム科	40	
	全日制の課程	機械電気システム科	40	
		建設システム科	40	
	定時制の課程	電気・建築科	40	
北海道小樽水産高等学校	全日制の課程	海洋漁業科	40	
		水産食品科	40	
		栽培漁業科	40	
		情報通信科	40	
北海道寿都高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道蘭越高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道倶知安高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	160	
北海道倶知安農業高等学校	全日制の課程	生産科学科	40	
北海道岩内高等学校	単位制による	普通科	80	
	全日制の課程	地域産業ビジネス科	40	
北海道余市紅志高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	80	
北海道室蘭栄高等学校	全日制の課程	普通科	120	
		理数科	80	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道室蘭清水丘高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	160	
北海道室蘭東翔高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	160	
北海道室蘭工業高等学校	全日制の課程	電子機械科	40	
		電気科	40	
		建築科	40	
		環境土木科	40	
北海道苫小牧東高等学校	全日制の課程	普通科	240	
	定時制の課程	普通科	40	

北海道苫小牧西高等学校	全日制の課程	普通科	160	
北海道苫小牧南高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	160	
北海道苫小牧総合経済高等学校	全日制の課程	流通経済科	40	
		国際経済科	40	
		情報処理科	40	
北海道苫小牧工業高等学校	全日制の課程	電子機械科	40	
		電気科	40	
		情報技術科	40	
		建築科	40	
		土木科	40	
		環境化学科	40	
	定時制の課程	工業技術科	40	
北海道登別青嶺高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	120	
北海道伊達開来高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	240	
北海道白老東高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道厚真高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道虻田高等学校	全日制の課程	事務情報科	40	
北海道追分高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道鹉川高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道穂別高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道富川高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道平取高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道浦河高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	120	
北海道静内高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	200	
北海道静内農業高等学校	全日制の課程	食品科学科	40	
		生産科学科	40	
北海道函館中部高等学校	全日制の課程	普通科	160	
		理数科	40	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道函館西高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	240	
北海道南茅部高等学校	全日制の課程	普通科	40	
		流通ビジネス科	40	
		国際経済科	40	

北海道函館商業高等学校	全日制の課程	会計ビジネス科	40	
		情報処理科	40	
	定時制の課程	事務情報科	40	
北海道函館工業高等学校	全日制の課程	電子機械科	40	
		電気情報工学科	40	
		建築科	40	
		環境土木科	40	
		工業化学科	40	
	定時制の課程	電子機械科	40	
北海道函館水産高等学校	全日制の課程	海洋技術科	40	
		水産食品科	40	
		品質管理流通科	40	
		機関工学科	40	
北海道上磯高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道大野農業高等学校	全日制の課程	食品科学科	40	
		農業科学科	40	
		園芸福祉科	40	
北海道松前高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道福島商業高等学校	全日制の課程	商業科	40	
北海道七飯高等学校	全日制の課程	普通科	120	
北海道森高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	40	
北海道八雲高等学校	全日制の課程	普通科	80	
		総合ビジネス科	40	
北海道長万部高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道江差高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	80	
北海道上ノ国高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道檜山北高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	80	
北海道旭川東高等学校	全日制の課程	普通科	240	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道旭川西高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	160	
		理数科	40	
北海道旭川北高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	200	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道旭川南高等学校	単位制による	総合学科	200	

	全日制の課程			
北海道旭川永嶺高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	200	
北海道旭川商業高等学校	全日制の課程	流通ビジネス科	80	
		国際ビジネス科	40	
		会計科	40	
		情報処理科	40	
	定時制の課程	商業科	40	
北海道旭川工業高等学校	全日制の課程	電子機械科	40	
		電気科	40	
		情報技術科	40	
		建築科	40	
		土木科	40	
		工業化学科	40	
	定時制の課程	電気科	40	
		建築・土木科	40	
北海道旭川農業高等学校	全日制の課程	農業科学科	40	
		食品科学科	40	
		森林科学科	40	
		生活科学科	40	
北海道士別翔雲高等学校	全日制の課程	普通科	120	
		総合ビジネス科	40	
北海道名寄高等学校	単位制による	普通科	160	
	全日制の課程	情報技術科	40	
北海道富良野高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	160	
北海道富良野緑峰高等学校	全日制の課程	園芸科学科	40	
		電気システム科	40	
		総合ビジネス科	40	
北海道鷹栖高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道上川高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道東川高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道美瑛高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道上富良野高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道下川商業高等学校	全日制の課程	商業科	40	
北海道美深高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道留萌高等学校	全日制の課程	電気・建築科	40	
		情報ビジネス科	40	

	単位制による 全日制の課程	普通科	160	
北海道苫前商業高等学校	全日制の課程	商業科	40	
北海道羽幌高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道遠別農業高等学校	全日制の課程	生産科学科	40	
北海道天塩高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道稚内高等学校	全日制の課程	衛生看護科	40	
	単位制による	普通科	120	
	全日制の課程	商業科	40	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道浜頓別高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道枝幸高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道豊富高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道礼文高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道利尻高等学校	全日制の課程	普通科	40	
		商業科	40	
北海道北見北斗高等学校	全日制の課程	普通科	200	
		理数科	40	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道北見柏陽高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	200	
北海道北見緑陵高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	120	
北海道常呂高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道留辺蘂高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	40	
北海道北見商業高等学校	全日制の課程	商業科	40	
		流通経済科	40	
		情報処理科	40	
北海道北見工業高等学校	全日制の課程	電子機械科	40	
		電気科	40	
		建設科	40	
北海道網走南ヶ丘高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	160	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道網走桂陽高等学校	全日制の課程	普通科	80	
		商業科	40	
		事務情報科	40	
		普通科	120	

北海道紋別高等学校	全日制の課程	電子機械科	40	
		総合ビジネス科	40	
北海道美幌高等学校	全日制の課程	普通科	80	
		未来農業科	40	
北海道津別高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道斜里高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	40	
北海道清里高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道訓子府高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道置戸高等学校	全日制の課程	福祉科	40	
北海道佐呂間高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道遠軽高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	200	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道興部高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道雄武高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道帯広柏葉高等学校	全日制の課程	普通科	240	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道帯広三条高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	240	
北海道帯広緑陽高等学校	全日制の課程	普通科	160	
北海道帯広工業高等学校	全日制の課程	電子機械科	40	
		電気科	40	
		建築科	40	
		環境土木科	40	
北海道帯広農業高等学校	全日制の課程	農業科学科	40	
		酪農科学科	40	
		食品科学科	40	
		農業土木工学科	40	
		森林科学科	40	
北海道音更高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	120	
北海道上士幌高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道鹿追高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道清水高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	120	
北海道芽室高等学校	全日制の課程	普通科	160	
		農業科	40	

北海道更別農業高等学校	全日制の課程	生活科学科	40	
北海道大樹高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道広尾高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道幕別清陵高等学校	全日制の課程	普通科	120	
北海道池田高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	80	
北海道本別高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道足寄高等学校	全日制の課程	普通科	80	
北海道釧路湖陵高等学校	全日制の課程	普通科	200	
		理数科	40	
	定時制の課程	普通科	40	
北海道釧路江南高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	200	
北海道釧路明輝高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	200	
北海道阿寒高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道釧路商業高等学校	全日制の課程	流通経済科	40	
		国際ビジネス科	40	
		会計科	40	
		情報処理科	40	
北海道釧路工業高等学校	全日制の課程	電子機械科	40	
		電気科	40	
		建築科	40	
		土木科	40	
		工業化学科	40	
	定時制の課程	機械科	40	
北海道釧路東高等学校	全日制の課程	普通科	120	
北海道厚岸翔洋高等学校	全日制の課程	普通科	40	
		海洋資源科	40	
北海道標茶高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	80	
北海道弟子屈高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道白糠高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道根室高等学校	単位制による 全日制の課程	普通科	120	
		商業科	40	
		事務情報科	40	
北海道別海高等学校	全日制の課程	普通科	120	
		酪農経営科	40	

北海道中標津高等学校	全日制の課程	普通科	160	
		総合ビジネス科	40	
北海道標津高等学校	全日制の課程	普通科	40	
北海道羅臼高等学校	全日制の課程	普通科	40	

2 令和5年度北海道有朋高等学校生徒募集人員

課程	学科	募集人員	技能教育施設	
			施設別人員	施設名 所在地
定時制の課程	商業科	80 (技能連携生)	80	北見商科高等専修学校 北見市常盤町3丁目14の18
	総合ビジネス科	120 (技能連携生)	120	苫小牧高等商業学校 苫小牧市若草町5丁目5番15号
単位制による 定時制の課程	普通科	120		
	事務情報科	80		
通信制の課程	普通科	2,600名		
有朋	普通科	945名程度		
岩見沢東		105名程度		
滝川		70名程度		
小樽潮陵		80名程度		
倶知安		30名程度		
岩内		15名程度		
室蘭栄		70名程度		
苫小牧東		55名程度		
伊達開来		25名程度		
静内		40名程度		
函館中部		50名程度		
松前		30名程度		
江差		20名程度		
奥尻		40名		
檜山北		25名程度		
旭川東		165名程度		
名寄		55名程度		
富良野		25名程度		
留萌		25名程度		
羽幌		30名程度		
稚内	15名程度			

浜 頓 別	30名程度
利 尻	40名
北見北斗	80名程度
網走桂陽	65名程度
紋 別	10名程度
遠 軽	25名程度
帯広柏葉	165名程度
大 樹	30名程度
本 別	30名程度
釧路湖陵	160名程度
根 室	5名程度
中 標 津	45名程度

備考

- 1 単位制による定時制の課程の普通科の募集人員120人のうち、80人は一般入学者選抜の募集人員、40人は転入学及び編入学の募集人員とする。
 - 2 単位制による定時制の課程の普通科及び事務情報科における一般入学者選抜の前期の募集人員は各80人とし、後期の募集は、前期に欠員が生じた場合に行う。
 - 3 通信制の課程の欄において示す学校名は、北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）第21条に規定する協力校をいう。
 - 4 協力校ごとの募集人員は年度末在籍者数により変動する。
- 3 令和5年度北海道立高等学校専攻科生徒募集人員
- (1) 北海道美唄聖華高等学校（看護科） 80人
ただし、実募集人員は、80人から、令和5年3月末日までに北海道美唄聖華高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道美唄聖華高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。
 - (2) 北海道小樽水産高等学校（漁業科） 10人
 - (3) 北海道小樽水産高等学校（情報通信科） 10人
 - (4) 北海道函館水産高等学校（機関科） 10人
 - (5) 北海道富良野緑峰高等学校（園芸科学科） 20人
 - (6) 北海道稚内高等学校（看護科） 40人
ただし、実募集人員は、40人から、令和5年3月末日までに北海道稚内高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道稚内高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。
 - (7) 北海道別海高等学校（酪農経営科） 20人

通 達 ・ 通 知

教 総 第 1 9 7 9 号
令和4年(2022年)11月16日

各 部 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

北海道教育委員会委員の異動について（通知）

このことについて、次のとおり通知します。

記

1 異動事項

区分	氏名	任期	備考
委員	清水 彰	令和4年(2022年)10月30日から 令和8年(2026年)10月29日まで	新任

2 異動後の構成

区分	氏名	備考
教育長	倉本博史	
委員	青山夕香	教育長職務代行者(第1順位)
委員	渡辺一人	教育長職務代行者(第2順位)
委員	川端絵美	
委員	大鐘秀峰	
委員	清水 彰	

(総務政策局総務課法制係)

正 誤

令和4年(2022年)6月29日付け第6281号に掲載の「教育職員免許法施行細則及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する教育委員会規則」(北海道教育委員会規則第14号)第1条「教育職員免許法施行細則の一部改正」に次の誤りがあったので、訂正します。

(誤)

別記第8号様式から別記第14号様式までを削り、別記第15号様式を別記第8号様式とし、別記第16号様式を別記第9号様式とし、別記第17号様式を別記第10号様式とする。

(正)

別記第8号様式から別記第14号様式までを削り、別記第15号様式中「第31条」を「第19条」に改め、同様式を別記第8号様式とし、別記第16号様式中「第33条」を「第21条」に改め、同様式を別記第9号様式とし、別記第17号様式中「第33条」を「第21条」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

(誤)

別記第21号様式を別記第14号様式とし、別記第22号様式から別記第25号様式までを7様式ずつ繰り上げる。

(正)

別記第21号様式中「第43条」を「第31条」に改め、同様式を別記第14号様式とし、別記第22号様式中「第44条」を「第32条」に改め、同様式を別記第15号様式とし、別記第23号様式中「第44条」を「第32条」に改め、同様式を別記第16号様式とし、別記第24号様式中「第45条」を「第33条」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第25号様式を別記第18号様式とする。

